

- 2 一般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については、新市に引き継ぐ。
- 3 ごみ収集事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 指定ごみ袋については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 5 衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 6 犬、猫等の死骸処理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一する。
- 9 生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に再編統一する。
- 10 集団資源回収助成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 11 し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 し尿・浄化槽汚泥処理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

23-15 上水道等事業関係

- 1 上水道事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

23-16 下水道等事業関係

- 1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。
- 2 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。
- 3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。

- 4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

23-17 農林水産事業関係

- 1 農業振興関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。
 - (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。
 - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。
 - (4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。
 - (6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合できるよう調整に努める。
 - (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 土地改良関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は現行のとおり引き継ぎ、新規事業は合併時に再編調整する。
 - (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。
 - (3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。
- 3 林務・水産関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。